「大分県新電子申請システム」による 「同一性(承継)証明願」 申請方法

※事前に用意しておくもの

「同一性 (承継) 証明」の申請にあたって必要な書類等は、次ページの書類一覧をご覧ください。

この手順書に記載している操作を行う前に、Word、Excel等で作成したファイルや、紙の書類をスキャンしてPDF、JPG等の形式で保存したファイルを用意しておいてください。

なお、不動産及び法人の登記簿謄本(閉鎖登記簿を含む)については、 原本を確認する必要があるため、別途郵送していただく必要があります。

同一性証明必要書類一覧(電子申請)

区分	提出書類一覧	注意事项	等
	証明願(申請フォームで対応)	建物 2 棟以上、土地 4 筆以上は申請フォームでは対応できませんので、別途作成のうえデータを添付してください。	
	手数料 《400円》	申請受領後に別途請求します。	
	法人登記履歴事項全部証明書	る閉鎖登記を含む継続した登記	登記簿謄本等については、別途郵送が必要です。
	法人閉鎖登記簿謄本		
	不動産登記簿全部事項証明書		
	不動産閉鎖登記簿謄本		
	公図の写し (字図)		
	住宅地図等	法人の現所在地と申請地の位置関係が分かる地図などを提出してください。	
その他	名寄帳	承継する不動産と申請法人の関 係を示す書類	市町村が交付します。「名 寄帳兼固定資産税課税台 帳」となっている場合もあ ります。
	固定資産税台帳	承継する不動産の固定資産税の 課税状況を示す書類	
	その他必要書類	調査途中で上記以外に書類等が必します。	多要となった場合にはご連絡

注意事項

・写しを提出する場合は代表役員の原本証明が必要です。 証明例→ この写しは、原本と相違ないことを証明します。

○○年○○月○○日

宗教法人 「 」 代表役員 大分 太郎 印

1 大分県ホームページから「大分県新電子申請システム」にアクセス

大分県ホームページの「宗教法人に関する事務について」のページ (https://www.pref.oita.jp/soshiki/11700/syuuky-.html)にある 対象手続きをクリック。

大分県電子申請システムによる書 類の提出について

令和6年3月から、従来より提出可能であった「事務所備付け書類の写し」及び「登記に関する届出」 に加えて、以下の手続についても大分県電子申請システムで提出できるようになりました。

このシステムでは、各書類のファイル (Word、Excel 等で作成したものや、紙の書類をスキャンして PDF、JPEG等の形式で保存したもの)をシステムに添付して送信します。システムでの操作を行う前 に、あらかじめこれらのファイルを用意しておいてください。

なお、電子申請システムでの提出を義務付けるものではなく、引続き書面(紙)での提出も可能です ので、事務の利便性等に応じていずれかの方法を選択してください。

宗教法人手続の電子申請について [PDFファイル/337KB]

対象手続一覧

手続名をクリックすると、電子申請システムサイトへ移動します。

- ***(規則の認証)
- 规则变更
- 44
- 629
- 備付け書類の写しの提出
- 登記に関する届出
- 填内地(建物)証明
- 同一性証明
- 規則の謄本の交付申請

◆ 対象の手続きをクリック

注意事項

申請を行う際は、以下の点にご注意ください。

 原本証明について 写しの提出が必要な書類は、必ず原本証明を行ってください。

(記載例)

この写しは、原本と相違ないことを証明します。 ○○年○○月○○日 宗教法人 「 代表役員 大分 太郎

2 「大分県新電子申請システム」へのログインまたはアカウント登録

下の「規則及び認証書の謄本交付申請書」画面で「ログインして申請に進む」をクリック すると、「Grafferスマート申請」のログイン画面が開きます。

大分県 スマート申請

同一性(承継)証明願

入力の状況

①「ログインして申請に進む」を

クリックジです。 大分県の「同一性(承継)証明願」のオンライ



ログインしていただくと、申請の一時保存ができるようになります。

または

メールを認証して申請に進む

大分県公式ページとして株式会社グラファーが運営しています。

株式会社グラファーはプライバシーマークとIS 689557 / ISO27001を取 得しています。





IS 689557 / ISO 27001

(Grafferアカウントでログインする場合)すでにアカウント登録を行っている場合は、メールアドレスとパスワードを入力して「Grafferアカウントでログイン」をクリックしてください (Google、LINEアカウントでもログインできます)。

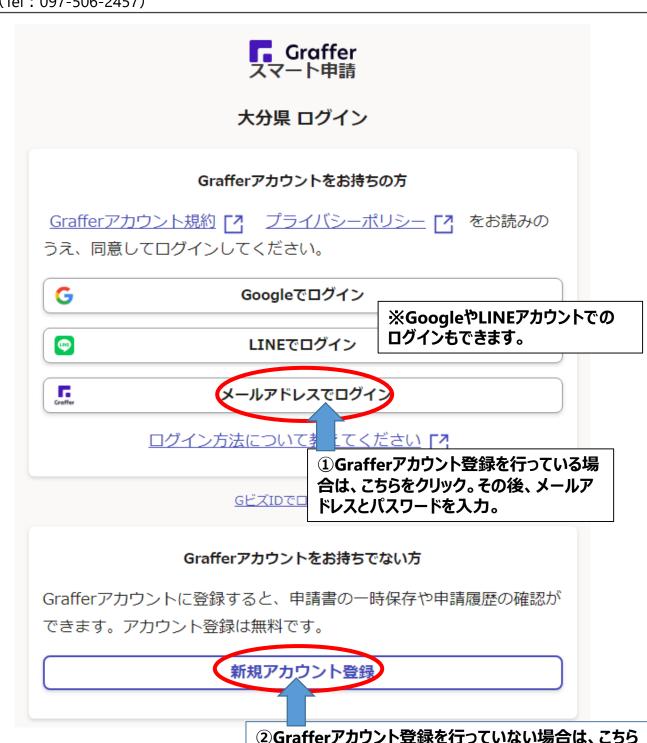
※新電子申請システムのアカウント作成方法についてはこちらをご覧ください。

https://www.pref.oita.jp/site/denshishinseiportal/denshishinsei-faq0002184756.html

※新電子申請システムのログイン方法についてはこちらをご覧ください。

https://www.pref.oita.jp/site/denshishinseiportal/denshishinsei-faq0002184759.html

※アカウント作成やログインに関することは、電子申請県民向けヘルプデスクにお問い合わせください。 (Tel: 097-506-2457)



②Grafferアカウント登録を行っていない場合は、こちらをクリック(Grafferアカウントでログインする場合)

「メールアドレスでログイン」の後に、下の画面が表示されます。
「利用規約に同意する」にチェックをつけて、「申請に進む」をクリックしてください。

大分県 スマート申請

同一性(承継)証明願

入力の状況

0%

大分県の「同一性(承継)証明願」のオンライン申請ページです。

利用規約をご確認ください

利用規約 [2] に同意して、申請に進んでください。



利用規約に同意する 4



①利用規約を確認し、「利用規約に同意する」に チェックを入れて、「申請に進む」をクリック

大分県公式ページとして株式会社グラファーが運営しています。

株式会社グラファーはプライバシーマークとIS 689557 / ISO27001を取得しています。





3 入力フォーム(①法人情報の入力)

「法人を検索して自動入力する」を押し、所在地の都道府県を選択後、法人名を入力し、検索ボタンを押すと、住所が自動入力されます。

入力フォーム

申請者の情報

〇、法人を検索して自動入力する

·	
法人名または法人番号で検索	
全国 🗸 📗	
教法人名(承継法人)	
郵便番号 必須	
* 	
	郵便番号から住所を入力
j 「郵便番号から住所を入力」を押すと、6	・ 住所の一部が自動入力されます。
所在地 💩 🛪	
自動入力後、番地、マンション名、部屋を	番号など、住所の続きがあれば入力してくだ

3 入力フォーム(①法人情報の入力)

または、宗教法人名を入力、郵便番号を入力し、「郵便番号から住所を入力」を押すと、住所の一部が自動入力されます。



3 入力フォーム(①法人情報の入力)

法人の名称、事務所の所在地等を、それぞれの欄に入力してください。 入力後、「一時保存して、次へ進む」をクリックしてください。



3 入力フォーム(①証明情報の入力)

必要項目を、それぞれの欄に入力してください。 入力後、「一時保存して、次へ進む」をクリックしてください。

同一性(承継)証明願

入力の状況

40%

入力フォーム

証明の内容

承継登記する権利を選択してください。 🚜

所有権				
近 抵当権				
物件の権利を有する者(被承継法人)の住所(郵便番号) 任意 ハイフンなしの半角7桁で入力してください。 所在				
8708501 郵便番号から住所を入力				
[「郵便番号から住所を入力」を押すと、住所の一部が自動入力されます。				
物件の権利を有する者(被承継法人)の住所 💩 🛭				
大分県大分市大手町				
自動入力後、番地、マンション名、部屋番号など、住所の続きがあれば入力してください。				
物件の権利を有する者(被承継法人)の名称 🚜				
大分				
以下は物件情報の入力欄となります。				
物件の区分をチェックしてください。 💩				
複数選択可。				
建物				
土地				

3 入力フォーム(①証明情報の入力)

必要項目を、それぞれの欄に入力してください。 入力後、「一時保存して、次へ進む」をクリックしてください。

> 土地が4筆以上ある場合、証明願を添付で申請する必要があります。 土地は何筆ありますか? 必須 1筆 2筆 3筆 ○ 4筆以上 以下に建物情報を入力してください。 建物がない場合は、以下の余白をクリックしてください。 (余白 以下に土地情報を入力してください。 (1) 土地所在 必須 大分市大手町3丁目 (2) 地番 必須 1番1号 (3) 地目 必須 宅地 (4) 地積 (単位: m) 100m 入力が終了したら、以下の余白をクリックしてください。 🚜 余白 内容入力後 一時保存して、次へ進む ここをクリック 〈 戻る

3 入力フォーム(②書類の添付)

- 予め用意したデータを添付してください。入力後、「一時保存して、次へ進む」をクリックしてください。

同一件(承継) 証明願

入力の状況

60%

入力フォーム

添付書類

公図(字図) 任意

スキャンデータを添付してください。 10MBまで添付可能です。 png, jpg, jpeg, pdf, zip可。



↑ ファイルを選択…

添付資料.pdf [7] 前 削除

住宅地図等、法人の現所在地との位置関係が判るもの 低意

スキャンデータを添付してください。 10MBまで添付可能です。 png, jpg, jpeg, pdf, zip可。



↑ ファイルを選択…

添付資料.pdf [7] 前除

固定資産課税台帳(各寄帳) 低意

スキャンデータを添付してください。 png, jpg, jpeg, pdf, zip可。



↑ ファイルを選択…

添付資料.pdf [2] 削除

法人登記履歴事項全部証明書 🚜

別途郵送してください。

郵送先:〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 大分県県政情報課 文書班



別途郵送が必要です。(同意としてチェックしてください)

3 入力フォーム(②書類の添付)

予め用意したデータを添付してください。入力後、「一時保存して、次へ進む」をクリック してください。

法人設立からの閉鎖登記簿謄本 🚜

別途郵送してください。

郵送先:〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 大分県県政情報課 文書班



別途郵送が必要です。(同意としてチェックしてください)

不動産登記全部事項証明書 必须

別途郵送してください。

郵送先: 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 大分県県政情報課 文書班



別途郵送が必要です。 (同意としてチェックしてください)

不動産取得もしくは権利等設定からの閉鎖登記簿謄本 供意

別途郵送してください。

郵送先:〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 大分県県政情報課 文書班 承継登記する権利の選択欄で抵当権を選択した場合は任意となります。



別途郵送が必要です。(同意としてチェックしてください)



大分県公式ページとして株式会社グラファーが運営しています。

株式会社グラファーはプライバシーマークとIS 689557 / ISO27001を取得しています。





3 入力フォーム(④手数料の支払い)

同一性(承継)証明願

入力の状況

80%

入力フォーム

手数料

手数料について 必須

当手続きには下記の手数料が発生します。

請求については申請後に行いますので、請求が届き次第、お支払いをお願いいたします。 問題がなければ下記の項目にチェックをお願いします。



請求受領後に手数料400円を支払います。



大分県公式ページとして株式会社グラファーが運営しています。

株式会社グラファーはプライバシーマークとIS 689557 / ISO27001を取得しています。





4 申請内容の確認

同一性(承継)証明願

入力の状況	100%
申請内容の確認	
申請者の情報	
申請者の種別 必須	
法人	◢ 編集
宗教法人名(承継法人) 必須	
大分	◢ 編集
郵便番号 必須	
8708501	◢ 編集
所在地 必須	
大分県大分市大手町	▲ 編集
代表役員名 必須	
大分太郎	▲ 編集
メールアドレス 自動入力	
preview-demo@example.com	
証明の内容	
承継登記する権利を選択してください。 💩 🕫	
所有権	◢ 編集
物件の権利を有する者(被承継法人)の住所(郵便番号)	意
8708501	◢ 編集
al-20 - Identity de-1- also (14-20-100-1-1-) - 15-20	

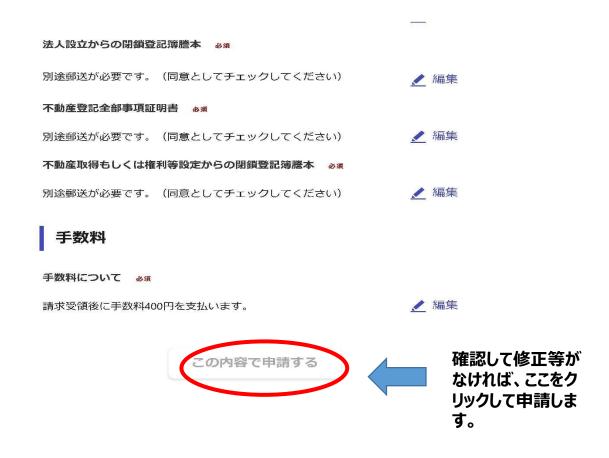
物件の権利を有する者(被承継法人)の住所 必須

4 申請内容の確認 必要書類を添付した後は、下のような申請内容を再確認する画面になります。

大分県大分市大手町	◢編集
物件の権利を有する者(被承継法人)の名称 必須	
大分	▲ 編集
物件の区分をチェックしてください。 💩 🕫	
土地	◢ 編集
土地は何筆ありますか? 💩 🗷	
1筆	◢ 編集
建物がない場合は、以下の余白をクリックしてください。 🚜	
余白	◢ 編集
(1) 土地所在 必須	
大分市大手町 3 丁目	◢ 編集
(2) 地番 必須	
1番1号	◢ 編集
(3) 地目 👸	
宅地	▲ 編集
(4) 地積(単位:m) 💩 🕫	
100m [*]	◢ 編集
入力が終了したら、以下の余白をクリックしてください。 🚜	
余白	◢編集
□ 次 /→ 書 米西	
添付書類	
公図(字図) 必須	
添付資料.pdf []	▲ 編集
住宅地図等、法人の現所在地との位置関係が判るもの 💩 🛪	
添付資料.pdf []	◢ 編集
固定資產課税台帳(各寄帳)	
添付資料.pdf [7]	◢ 編集
法人登記履歴事項全部証明書 必須	
別途郵送が必要です (同章としてチェックしてください)	● 編集

3 入力フォーム(②書類の添付)

該当する項目にチェックし、予め用意したデータを添付してください。入力後、「一時保存して、次へ進む」をクリックしてください。



大分県公式ページとして株式会社グラファーが運営しています。

株式会社グラファーはプライバシーマークとIS 689557 / ISO27001を取得しています。





IS 689557 / ISO 27001

運営会社 利用規約

Grafferアカウント利用規約 プライバシーポリシー Graffer スマート申請 ウェブアクセシビリティ方針 よくあるご質問

5 提出完了

下の「申請が完了しました」の画面が表示されたら、提出完了です。

申請が完了しました		
完了メールを登録頂いたメールアドレスに送信しました。また、 <u>申請内容はこちら</u> <u>(申請詳細)</u> からご確認いただけます。		
※メールが届かない場合は、迷惑メールフォルダに振り分けられている可能性がありますので、一度ご確認ください。		
アンケートのお願い		
オンライン手続きにはどのくらいご満足いただけましたか?		
™ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆		
ご感想 年章		
オンライン手続きの良かった点や、今後オンライン手続きをより良いものにするための改 善点などを具体的にお聞かせください。		

※登録したメールアドレスに、「申請受け付けのお知らせ」が届きます。 届いたURLから申請した内容を確認することが出来ます。 (例示のため、申請の種類等は当申請とは異なります。)

★ 大分県差出人 :日時 :To :	申請受け付けのお知らせ	
「大分県	の申請を受け付けいたしました。申請内容を確認後、順次処理を行いますので、今しばらくお待ちください。	
■ 申請の種類 大分県		
■ 申請日時 2023-11-10 09:38:28		
申請の詳細は、以下のURLからご確認いただけます。 ttps://sandbox-ttzk.graffer.jp/smart-apply/applications/1333971856395749325		
※ 本メールは送信専用アドレスからお送りしています。ご返信いただいても受信できかねます。※ 本オンライン申請サービスは、株式会社グラファーが大分県公式サービスとして運営しています。※ ご不明点やご質問は、大分県で受け付けています。大分県まで直接お問い合わせください。		
▼ 送信者に関する情報 株式会社グラファー Copyright ② Graffer, Inc.		

問い合わせ先

○同一性(承継)証明申請について

大分県総務部県政情報課: 097-506-2263

○新電子申請システムの操作方法等について

大分県新電子申請システム県民向けヘルプデスク: 097-506-2457 (毎日8時30分から17時15分(土日祝日及び12月29日から1月3日は除く))